

平成25年度第3回行財政制度委員会



引き続き、平成25年度事業実施結果および平成26年度事業計画（案）について報告・審議を行い、原案通り了承された。

【講演要旨】

自治体財政の現状と課題

広島大学

地域経済システム研究

センター長・教授

伊藤 敏 安 氏



■財政移転の効用と課題

国・地方の関係を財政からみると、トータルで約79兆円の税収のうち、国対地方の割合は55：45となっている。以前には「6対4」といわれていたが、景気変動や税源移譲の影響により少し変わってきている。歳出ベースでみると、地方交付税や国庫補助金が国から地方に移転されることにより、おおむね「4対6」に逆転する。

地方は税収が少ない一方で、保健・福祉・義務教育といった地域密着型のサービスを提供しており、より多くの仕事をしている。地方分権のために、少なくとも「5対5」の割合にしてほしいという意見があるが、税源を移転すれば国に残るのは5兆円～10兆円程度であり、地方はそれでやっていけるかどうか考えておかななくてはならない。

国からの財政移転によって、全国どこに住んでいても「ナショナル・ミニマム」と呼ばれる最低限の行政サービス（保健・福祉・医療、教育等）を提供する財源が保障されている。先進国の事例からみても、国が集権的に財源を確保するやり方が悪いわけではなく、むしろ国がい

平成26年3月25日（火）広島市において高木委員長をはじめ約30名の出席のもと、「第3回行財政制度委員会」を開催した。

当日は議事に先立ち、広島大学地域経済システム研究センター長・教授の伊藤敏安氏から「自治体財政の現状と課題」をテーマにご講演いただいた。

ろいろな細かい規制で介入する、お金も出すが口も出すといったあり方が問題である。

■垂直移転か水平移転か

日本では、地方交付税や国庫補助金が財政調整の役割を果たしており、国・地方間で垂直的に財源を移転・補完している。これに対して、地方自治体間で租税を拠出する、いわゆる「共有税」のような制度を設けて、水平的に財政移転をする制度の採用が提唱されている。ドイツ・スウェーデンでは同様の制度が導入されているが、大都市が過度な負担を憲法問題にして提訴した結果、一部を垂直調整で補完するようになった。水平的財政調整の場合、発言力の強い大都市の主張が通ってしまう傾向があることから、現行の垂直移転のしくみを改善していくことも一案である。

ちなみに、道州制に移行した場合、財政調整をせず、地域の税源をそのまま当該州で使ったらどうなるかを分析してみた。一人当たりの県内総生産（GDP）をみると、中国地域は392万円で、南関東、東海、関西に次ぐレベル。ただし、GDPには地方交付税等の移転による効果も含まれる。そこで地方税に比例する形で、地域で発生した国税を再配分して実力ベースでの税収を計算すると、中国地域では、現在は一人当たり48万円の一般財源が39万円程度となり、全国平均の88%程度の水準に留まることが見込まれる。

■財政錯覚が債務の肥大化を招いている

地方交付税の原資は、国の一般会計の歳入ベースでは10.8兆円であるが、最終的な交付額は16.3兆円である。6兆円程度の財源不足が発生するが、不足分は主に臨時財政対策債の発行により賄われている。臨時財政対策債は借金ではあるが、地方からみると地方交付税で将来補填される約束となっており、いわば「地方交付税の先食い」である。市町村も都道府県も危うさに気がついてはいるが、将来国が面倒を見てくれる借金ということで、どうしても肥大化する傾向にある。

例えば、広島県内の都市について経常収支比率をみると、全都市で100%以下となっており、健全にみえる。しかし、分母に含まれている収入から臨時財政対策債分を除くと、広島市、府中市、廿日市市、呉市などで軒並み100%を超え、経常経費が収入を上回る。

地方全体の借金の累計をみると国の財政移転のおかげで、なんとか200兆円規模で推移している。問題は中身であり、借入金のうち臨時財政対策債がどんどん増えている。受益と負担の乖離により「財政錯覚」が生じて、債務の肥大化を助長している。

■合併市町村の厳しい財政状況

地方の税収が伸び悩む中で、高齢化等に伴い歳出は増大している。合併市町村はもともと厳しい状況にある。合併を経験した587市町村のうち、中心都市も周辺部も人口が増えたのはわずかに39市町村。428市町村では中心都市・周辺部ともに人口減となっている。

合併市町村に対しては、地方交付税を割増して交付する経過措置が設けられていたが、合併後11年目から徐々に減らされて15年目から本来の水準に減額される。支所数などで調整することにより、実際の削減幅は半分から3分の2程度にとどまるとの見方もあるが、合併市町村で

は、非合併市町村に比較して人口一人当たりの職員数が多く、単独建設事業費が多く、従って地方債現在高も多いなど、今後とも厳しい状況が続くことが予想される。

■今こそ地方分権の足固めを

地方分権改革は、1993年の細川内閣からスタートした。この20年の間に三位一体の改革などがあり、地方は疲れ気味。しかし、分権改革は重要。道州制論議もやや停滞している。関西広域連合は従来の地方支分部局の受け入れを前提にしているが、必ずしもうまくいっていない。むしろ地方の出先機関をまずは廃止して、地方でできることは地方で決めていくことから始めたらどうか。広域の問題は中国地域発展推進会議で対応できる。

当面の地方分権改革を進める柱の一つは、まずは地方出先機関の廃止・縮小。もう一つは、この20年間ににおける地方分権改革の成果を活用して条例づくりなどに取り組むこと。道州制への発展を睨みながら、地方分権の足固めをしていくことが重要と考える。

【議事概要】

○ 平成25年度 行財政制度委員会事業実施結果報告：

- (1) 地域発展のために望ましい行財政制度の調査検討
- (2) 分権型道州制の実現に向けた取り組み

○ 平成26年度 行財政制度委員会 事業計画(案)：

- (1) 中国地方における道州制への理解促進と機運醸成を図り、政府への提言・要請活動を展開して地方分権型道州制の実現に寄与
- (2) 行財政制度について調査・検討、政策に対する評価・提言・要望を積極的に発信

(担当：菅田)